

第6章

資料編

1 用語集

用語	意味
M字カーブ	日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、おおむね20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることいいます。結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためにこのような形になります。
LGBT	レズビアン（Lesbian、女性の同性愛者）、ゲイ（Gay、男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual、両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender、生まれた時の性別と自分で認識している性別が異なる人）の頭文字をとった総称であり、性的マイノリティ（性的少数者）等のさまざまな性の在り方をもつ人々のことをいいます。
固定的な性別役割分担	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に決めることをいいます。「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的業務」といった考えは、性別によって固定的に役割を決めている代表的な例とされています。
性同一性障がい	生物学的性別（sex）と性別に対する自己意識あるいは自己認知（gender identity）が一致しない状態をいいます。2003（平成15）年7月16日に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が公布、1年後に施行され、医師の診断に基づいて戸籍上の性別の変更を認めています。
ドメスティック・バイオレンス（DV）	配偶者、恋人その他の親密な関係にある人からの身体的、精神的、経済的または性的な苦痛を与えられる暴力行為のことをいいます。DVは被害者の生命や身体、精神的に重大な危害を与え、被害者のみならず養護する子どもの心身の成長にも深刻な影響を与える児童虐待ともなる行為です。DVの様態はさまざまで、身体的暴力だけでなく、心理的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的隔離等、その心身に有害な影響を及ぼす言動もDVに該当します。
デートDV	結婚していない恋人同士、学生や若い世代のカップル間で起こる暴力を「デートDV」といいます。
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」のことで、仕事の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても活躍すること。

2 プランの策定経過

年月日	内容
2018（平成30）年 1月17日～2月2日	男女共同参画に関するアンケート調査の実施
2018（平成30）年 7月3日～7月11日	庁内ヒアリングの実施
2018（平成30）年 8月20日	平成30年度 第1回関市男女共同参画推進審議会
2018（平成30）年 10月1日～10月12日	男女共同参画に関する企業調査の実施
2018（平成30）年 11月15日	女性座談会の実施
2018（平成30）年 11月29日	平成30年度 第1回関市男女共同参画推進委員会
2018（平成30）年 12月17日	平成30年度 第2回関市男女共同参画推進審議会
2019（平成31）年 1月15日	平成30年度 第3回関市男女共同参画推進審議会
2019（平成31）年 1月22日～2月20日	パブリックコメントの実施
2019（平成31）年 3月6日	平成30年度 第4回関市男女共同参画推進審議会

3 諮問・答申

(1) 諮問

市協 第 79 号
平成30年12月17日

関市男女共同参画推進審議会
会長 片桐 史恵 様

関市長 尾関 健治

第3次せき男女共同参画まちづくりプラン（案）について（諮問）

本市における男女共同参画の推進を図るため、第3次せき男女共同参画まちづくりプラン（案）を策定しましたので、みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例第19条の規定にもとづき諮問いたします。

(2) 答申

男女共第1号
平成31年1月15日

関市長 尾関 健治 様

関市男女共同参画推進審議会
会長 片桐 史恵

第3次せき男女共同参画まちづくりプランの策定について（答申）

平成30年12月17日付け市協第79号により諮問のありました標記の件につきまして、当審議会において、慎重に審議を行った結果、提案されたプランの内容を適当と認めたので答申します。

なお、審議会において、下記のとおり意見が提案されましたので付記し、施策を推進する上で参考とされますよう提案します。

記

1 性的マイノリティに対する理解促進について

児童、生徒が多様な生き方を認め合えることが大切だと考えます。子どもたちへの啓発だけでなく、その保護者らに対する理解促進や啓発のための施策が重要です。

2 女性委員登用の促進について

政策・方針決定の場への女性の参画が重要です。規約等に女性委員の割合を明記するなど、女性委員の登用率増加のための施策を進めてください。

3 女性が働きやすい環境の整備について

結婚・子育て等を理由に離職した女性の再就職支援が求められています。子育て世代が集まる児童館などへの出張相談を行うなど、女性の就職・再就職に関する相談を充実するとともに、女性が自らの個性や能力を発揮できるよう、セミナーなどの学習機会を設けてください。

4 DV関係機関との連携強化について

DV被害者のなかには、誰にも相談できずに悩んでいる人がいます。行政、医療機関、警察、民間の支援団体など関係機関が連携を密にし、相談体制の充実をはかることが重要です。

5 地域コミュニティ活動への女性参画の促進について

地域委員会や自治会など地域コミュニティ活動における女性の登用が進んでいないことで、女性の目線に立った運営ができていないので、役員選出の際、女性の参画を呼びかけ、地域において女性の役員を登用し、女性の意見を地域において反映させることが重要です。

4 みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例

平成26年6月30日関市条例第21号

みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 権利侵害の禁止（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条—第18条）

第4章 関市男女共同参画推進審議会（第19条）

第5章 その他（第20条）

附則

関市において、男性も女性も共に思いやりの心を持ち、互いを大切にし、男女が平等に安心して暮らすことができる社会の実現は、わたしたち市民の願いです。

しかし、性別により固定された役割分担意識やそれに基づく社会慣行が残っていることが、男女が共に歩む社会の実現を妨げています。

わたしたちは、次代を担う子どもや青少年が男女共同参画の趣旨を理解すること、家庭、地域、職場、教育などのあらゆる場において女性と男性が対等の立場で協力することで、幸せなまちを築くことができると考えます。

市民一人ひとりが個人として尊重されつつ責任を分かち、性別に関わりなく個性と能力を発揮し、自分らしく生きることができるとともに、わたしたち市民の願いです。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者並びに教育関係者の責任及び役割並びに市の基本的施策を明らかにし、これを総合的かつ計画的に推進することにより男女が共に自分らしく生きる社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 男女共同参画 男女が互いにその人権を尊重しつつ社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、共に責任を担うことをいいます。
- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学をする者をいいます。
- (3) 事業者 市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。
- (4) 教育関係者 市内において学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び保育に携わる者をいいます。

（基本理念）

第3条 市、市民、事業者及び教育関係者は、次の基本理念に基づき、男女共同参画を推進します。

- (1) 男女の人権の尊重 男女が、あらゆる場において個人としての人権が尊重され、直接的又は間接的に性別による差別的な扱いを受けることなく能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 役割分担意識及び制度又は慣行への配慮 男女が、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく制度又は慣行により社会のあらゆる活動が制限されることなく自由な生き方が選択できるよう配慮されること。
- (3) 意思決定過程への参画機会の確保 男女が、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の立案から決定までの場に対等な立場で参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活及び地域、職場、学校活動等の両立 男女が、互いの協力及び社会の支援のもと

とに子育て、介護その他の家庭生活における活動を円滑に行い、かつ、地域、職場、学校その他の社会における活動を両立できるようにすること。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民、事業者及び教育関係者は、男女共同参画の推進に当たり、次に掲げる実現すべき姿について、その達成に努めます。

(1) 家庭において実現すべき姿

ア 家族が、互いの個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭

イ 家族が、共に協力し、家事、子育て、介護等を担い合う家庭

ウ ドメスティック・バイオレンス（配偶者その他の親密な関係にある者による身体的、精神的、性的又は経済的な暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。以下同じです。）がなく、互いの人権を認め合う家庭

(2) 地域において実現すべき姿

ア 男女が、地域の諸活動において対等に企画立案、決定及び実施に関わることができる地域

イ 男女平等が阻害される慣行又は社会通念にとらわれず個人の行動及び考え方が尊重される地域

ウ 男女が、平等に積極的な社会参画を果たすことにより多様な能力が発揮される活力ある地域

(3) 職場において実現すべき姿

ア 男女が、個人の意欲、能力等を平等かつ適正に評価され、募集、採用、配置、賃金、研修、昇進等に性別による差別がなく、方針の立案、決定及び実施に共に参画する機会が確保される職場

イ 男女が、平等に育児、介護等の休業が取得でき、仕事及び家庭が両立できる職場

ウ セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的言動により相手に不快感若しくは不利益を与え、又は就業その他の生活環境を害することをいいます。以下同じです。）がなく、男女が互いの人権を尊重し、安心して働くことができる職場

エ 商工業、農林業等の自営業の家族従業者において男女の労働が正当に評価される職場

(4) あらゆる教育の場において実現すべき姿

ア 男女が、互いの人権を尊重し、性別に関わりなく個性及び能力を発揮できる教育

イ 男女が、あらゆる分野の活動に平等に参加できる教育

ウ 男女が、男女共同参画について学び、理解を深める教育

(市の責任及び役割)

第5条 市は、男女共同参画の推進を重要な施策として位置付け、基本理念に基づき男女共同参画を推進する施策を計画し、実施します。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、市民、事業者及び教育関係者と協働（対等な立場で連携し、協力することをいいます。以下同じです。）して行うとともに国、県その他の自治体と連携して取り組みます。

(市民の責任及び役割)

第6条 市民は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、基本理念に基づき男女共同参画の推進に努めます。

2 市民は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力します。

(事業者の責任及び役割)

第7条 事業者は、その事業活動において、基本理念に基づき、男女共同参画の推進及び男女が共にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和をいいます。）を実現できる事業環境の整備に努めます。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力します。

(教育関係者の責任及び役割)

第8条 教育関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進のための教育の重要性

を認識し、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うよう努めます。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画を推進する施策に協力します。
- 3 教育関係者は、個人及び個性を尊重した教育並びに保育を行うため、自ら男女共同参画についての理解を深めるよう努めます。

第2章 権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第9条 市、市民、事業者及び教育関係者は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 性別による差別的扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 性同一性障害者(性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成15年法律第111号)第2条に定める者をいいます。)等に対する差別的扱い

(公衆に表示する情報への配慮)

第10条 市、市民、事業者及び教育関係者は、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、差別的扱い、暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現並びに男女共同参画の推進を阻害するような表現を行わないよう努めなければなりません。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「せき男女共同参画まちづくりプラン」といいます。)を策定します。

- 2 市長は、せき男女共同参画まちづくりプランを策定又は変更するに当たっては、あらかじめ市民、事業者及び教育関係者の意見を聴くとともに第19条に規定する関市男女共同参画推進審議会に諮問します。
- 3 市長は、せき男女共同参画まちづくりプランを策定又は変更したときは、速やかにこれを公表します。
- 4 市長は、社会情勢の変化に対応するため必要に応じて、せき男女共同参画まちづくりプランの見直しを図ります。

(参画の機会の確保)

第12条 市は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女間に参画する機会の格差が生じないよう市民、事業者及び教育関係者と協力し、必要な改善を行うよう努めます。

- 2 市は、政策の立案、決定その他の場面において男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、当該格差を是正するため、積極的に均等な機会の確保に努めます。

(情報の提供並びに広報及び啓発活動)

第13条 市は、市民、事業者及び教育関係者に対して、男女共同参画の推進に必要な情報提供を行います。

- 2 市は、男女共同参画について市民、事業者及び教育関係者の理解を深めるため、積極的な広報及び必要な講演会、セミナー等の啓発活動を行います。

(推進体制)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備します。

(関市男女共同参画サポーター)

第15条 市は、男女共同参画の推進に主体的に取り組む市民を関市男女共同参画サポーター(以下「さんかくサポーター」といいます。)として登録し、協働してその取組を推進します。

- 2 さんかくサポーターは、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画の理解を深めるため、必要な活動を行います。
- 3 市は、さんかくサポーターの活動に対して、学習、情報提供その他必要な支援をします。

(男女共同参画週間)

第16条 市は、男女共同参画の推進のための関心及び理解を深め、その取組が積極的に行われるよう、毎年7月に男女共同参画週間を設けます。

(推進状況の報告及び公表)

第17条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について年次報告書を作成し、これを公表します。

(相談及び苦情への対応)

第18条 市は、性別による差別的扱い、男女共同参画の推進を阻害する人権侵害等に関する相談及び苦情を受け付けます。

2 市は、前項の規定による相談及び苦情を受けたときは、関係機関又は関係団体と協力し、適切な措置を迅速に講じます。

第4章 関市男女共同参画推進審議会

(関市男女共同参画推進審議会)

第19条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査及び審議するため、関市男女共同参画推進審議会(以下「審議会」といいます。)を設置します。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について調査及び審議し、答申します。

(1) せき男女共同参画まちづくりプランの策定、変更及び推進に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する施策の基本的事項及び重要事項

3 審議会は、学識経験者並びに公共的団体及び関係機関の推薦による者並びに公募による市民のうちから市長が委嘱する13人以内の委員で組織します。

4 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、委員の再任は妨げません。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第5章 その他

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

附 則

1 この条例は、平成26年7月1日から施行します。

2 第11条に規定する基本計画が策定されるまでの間は、平成26年3月に策定したせき男女共同参画まちづくりプランを同条の規定により策定された基本計画とみなします。

(関市男女共同参画推進条例策定審議会条例の廃止)

3 関市男女共同参画推進条例策定審議会条例(平成24年関市条例第33号)は、廃止します。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正します。

(次のよう略)

5 みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例施行規則

平成26年6月30日関市規則第47号

みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例（平成26年条例第39号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員会)

第2条 条例第14条に規定する推進体制として、関市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条に規定するせき男女共同参画まちづくりプランの推進及び進行管理に関すること。

(2) せき男女共同参画まちづくりプランの推進に係る関係部課間の総合調整に関すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、男女共同参画を推進するために必要な事項

3 推進委員会は、市長が毎年度任命する職員をもって組織する。

4 推進委員会の委員長は副市長とし、副委員長は協働推進部長とする。

5 委員長は、必要に応じて推進委員会の会議を招集し、議長となる。ただし、委員長が出席できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(推進部会)

第3条 推進委員会の職務を円滑に推進するために、推進委員会の下に関市男女共同参画推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

2 推進部会は、推進委員会の委員長が毎年度指名する職員をもって組織する。

3 推進部会のリーダー及びサブリーダーは、互選で決定する。

4 リーダーは、必要に応じて推進部会の会議を招集し、議長となる。ただし、リーダーが出席できないときは、サブリーダーがその職務を代理する。

(報告及び公表)

第4条 条例第11条第3項に規定するせき男女共同参画まちづくりプランの公表及び条例第17条に規定する年次報告書の公表は、ホームページその他の方法により行う。

(関市男女共同参画推進審議会)

第5条 条例第19条第3項に規定する関市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の公募による市民の委員は、3人以内とする。

2 市長は、審議会の委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

(1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

(3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

3 審議会に、会長及び副会長を置き、委員のうちから市長が指名する。

4 会長は審議会を統括し、副会長は会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長は、会長が行う。ただし、第3項の規定により会長が指名されるまでの間に開催される審議会の会議については、市長が招集する。

6 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

7 会長が必要と認めるときは、審議会に学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

- 8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審議会は、原則公開とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成30年3月7日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

6 関市男女共同参画推進審議会名簿

【委員名簿】

氏名	所属・職名	備考
片桐 史恵	中部学院大学教授	会長
各務 喜子	関市地域女性の会連合会	
河村 大作	関商工会議所青年部	
石地 千佳子	関市小中学校校長会	
鈴木 佐知子	関公共職業安定所	
船戸 由紀	地域の市民代表（武芸川）	
山田 文子	人権擁護委員協議会	
和田 真	LGBT 当事者団体	
後藤 大介	ワーク・ライフ・バランス推進企業	
片桐 妙子	学識経験者	副会長
後藤 晶子	公募委員	
古田 正明	公募委員	

(敬称略) 12名

第3次せき男女共同参画まちづくりプラン

2019（平成31）年3月

発行：関市 協働推進部 市民協働課

住所：〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地

TEL：0575-23-7711 FAX：0575-23-7744
